

計算書類に対する注記(法人全体)

法人名:社会福祉法人てつなぎの会

自 2022(令和4)年4月1日

至 2023(令和5)年3月31日

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 ー 定額法により減価償却を実施している。
- ② 無形固定資産 ー 定額法により減価償却を実施している。

(2) 退職給付引当金の計上基準

- ① 独立行政法人 福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度加入者に対する退職給付引当金
毎期、規定に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用に計上している。
- ② 東京都社会福祉協議会の従事者共済会加入者に対する退職給付引当金
期末在職者にかかる掛金累計額を退職給付引当資産に計上するとともに、資産計上額と同額を退職給付引当金に計上している。

(3) 賞与引当金の計上基準

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

(4) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、その金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、その資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(5) 消費税の取り扱い

消費税の会計処理として、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人が採用する退職給付制度

当法人が加入している退職給付制度は下記のとおりである。

- ・ 独立行政法人 福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・ 東京都社会福祉協議会の従事者共済会

5. 法人が採用する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
当法人では公益事業として学童保育後保育を実施しているが、単独の事業と称するに至らないため、社会福祉事業に含めている。よって、事業区分別内訳表は作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① 法人本部拠点区分（社会福祉事業）
 - ② つちっこ保育園拠点区分（社会福祉事業）
 - ③ 風の子保育園拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 風の子保育園サービス区分
 - イ 学童保育後保育サービス区分
 - ④ 田無ひまわり保育園拠点区分（社会福祉事業）
 - ⑤ 小規模保育ひまわりのおうち拠点区分（社会福祉事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	373,522,168	0	0	373,522,168
建物	348,105,176	0	20,412,219	327,692,957
合計	721,627,344	0	20,412,219	701,215,125

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分にかかる国庫補助金等特別積立金の取り崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

- (1) 基本金の取崩額 — 該当なし
- (2) 国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩 — 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供している資産は、以下のとおりである。

土地	373,522,168 円
建物	327,692,957 円
計	701,215,125 円

担保している債務の種類及び金額は、以下のとおりである。

施設整備借入金	138,907,000 円
1年以内返済予定施設整備借入金	10,776,000 円
計	149,683,000 円

9. 有形固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	539,163,976	211,471,019	327,692,957
建物	9,744,116	4,758,767	4,985,349
構築物	21,013,796	7,849,792	13,164,004
器具備品	45,545,826	31,410,297	14,135,529
合計	615,467,714	255,489,875	359,977,839

※期末除却・・・器具備品（地震警報装置、AEDセット）

取得価格 582,816 円／減価償却累計 582,814 円／除却額 2 円

10. 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高および当該債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合計			

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員・兼務等	事業上の関係				
該当なし											

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

風の子保育園拠点区分において、練馬区保育所扶助要綱における補助金について、練馬区が確定した補助金額より入金総額が多かった(事前確定額:48,001,120、入金総額:49,677,460、差額1,676,340)。内容を確認したところ、この要綱の一般保育所事業費加算の算定が、事前に確定していた算定と異なっており、その異なっている方の算定は当園の状況に当てはまらないものだった。その旨を練馬区に伝えたところ、算定が間違っていることは確認されたが、2022年度の補助金額は入金額で確定すると言われた。返金も含めて今後の対応について検討が行われるということなので、2023年度に返金がある可能性がある。

15. 合併又は事業の譲渡若しくは譲渡受けが行われた場合には、その旨及び概要

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について、支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下のとおりである。

① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	当年度末	2,203,397 円	前年度末	1,159,560 円
② 長期前払費用からの振替額	当年度末	0 円	前年度末	157,024 円
③ 前払費用計上額 (①+②)	当年度末	2,203,397 円	前年度末	1,316,584 円

(2) 資金収支計算書と事業活動計算書の事務費支出と事務費の不一致について

当年度において、火災保険料の掛け替えを行った。その際に、決算整合性を一致させるため従前契約の前払保険料について、非資金項目として費用処理を行うことで、事務費支出に計上をしていない。そのため、資金収支計算書と事業活動計算書の事務費支出と事務費について、金額の不一致が生じている。